

府地事第 202 号
令和 2 年 3 月 30 日

地域再生計画の認定の取消しについて（公示）

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 30 日付けで地域再生計画の認定を取り消したので、同条第 4 項で準用する同法第 5 条第 18 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

番号	作成主体名 (地方公共団体)	地域再生計画の名称	地域再生計画 の区域の範囲	支援措置の名称	当初認定に係る 内閣府告示番号
1	岩手県岩手郡雫石町	鶯宿温泉スポーツエリア整備計画	岩手県岩手郡雫石町の区域の一部(鶯宿・南畑地区)	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生拠点整備交付金)	平成31年内閣府告示第547号
2	福島県伊達郡桑折町	「献上桃の郷」まちなか賑わい創出事業	福島県伊達郡桑折町の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生拠点整備交付金)	平成31年内閣府告示第563号
3	三豊市	地産エネルギーの活用による農業再生プロジェクト	三豊市の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生推進交付金)	平成30年内閣府告示第595号
4	香川県綾歌郡綾川町	道の駅滝宮リニューアル事業	香川県綾歌郡綾川町の全域	まち・ひと・しごと創生交付金 (地方創生拠点整備交付金)	令和元年内閣府告示第184号